

1 訪問型サービス費(独自)

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
------	---------------------	------------------	---	-------------	-------------------------	-----------------------------

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位
(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(2) 生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合	220単位
(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位

-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	+15/100	+10/100	+5/100
--------	--------	--	---------	---------	--------

ハ 初回加算	(1月につき +200単位)
--------	----------------

ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)
--------------	--

ホ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))
------------	-------------------------

ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イ(ホ)の表に基づき算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)	
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)		
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)		
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)		
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)		

：支給限度額管理の対象の算定項目
 ：「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

- ※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。
- ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
- ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。
- ※ 単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

2 訪問型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

3 訪問型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

[脚注]

- 単位数算定記号の説明
 - +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 - 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 - ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 - +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100